

安倍政権による「セキュリティ装置」としての国家の ネオリベ／ウォーフエア的再編にいかに対抗するか

0、安倍極右政権の危険性

- ・ 改憲の進め方を「ナチスの手法になったらどうか」と発言した副総理、国会周辺のデモについて「単なる絶唱戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらないように思われます」とブログに書いた幹事長、隣国を挑発するように靖国神社を強行参拝した首相・・・「秘密保護法」を成立させた安倍極右政権は戦後最も危険な政権である。

1、安倍政権の策動を列挙してみる

- ・ まず、安倍政権の策動の構図を描きたい。初めに、マスコミ等で断片的に取り上げられてきた安倍政権の策動を、ざっと思いつく限り並べてみる。

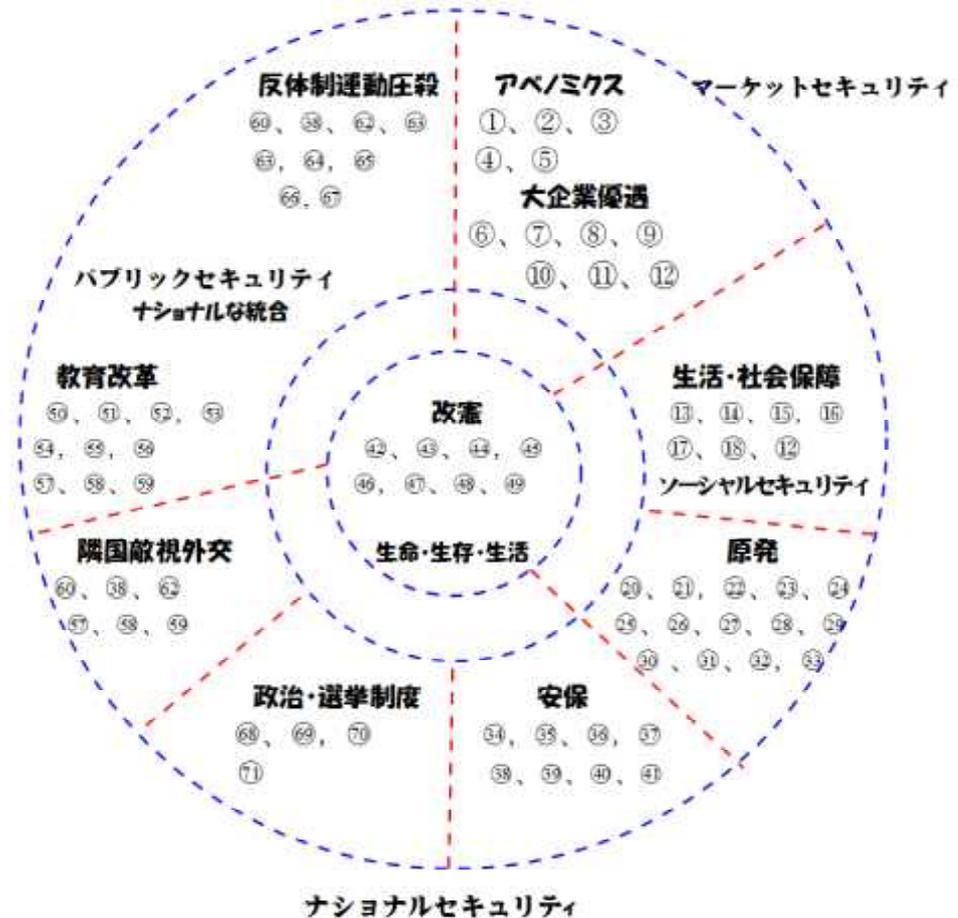
- ①金融緩和 ②財政出動 ③ TPP 参加 ④農業の企業化・大規模化
- ⑤医療・介護分野における企業の参入を認めるサービスの自由化
- ⑥法人税率引き下げ ⑦復興特別法人税の前倒し廃止 ⑧交際費の損金算入
- ⑨五輪公共事業乱発・乱開発ヘシフト ⑩「世界一ビジネスが容易な都市」＝国家戦略特区
- ⑪都市再開発・コンパクトシティ構想 ⑫労働法制のさらなる規制緩和
- ⑬消費税率引き上げ ⑭高齢者保険料負担増 ⑮高額療養費引き上げ ⑯年金引き下げ
- ⑰難病指定の選別化 ⑱生活保護費引き下げ ⑲労働法制のさらなる緩和
- ⑳原発事故原因・安全性未確認 ㉑再稼働ヘシフト ㉒原発輸出 ㉓除染放置
- ㉔ウソで東京五輪誘致 ㉕汚染水垂れ流し未解決 ㉖汚染瓦礫分散
- ㉗使用済み燃料未処分 ㉘子ども・被災者支援法未着手 ㉙原発労働者労働環境未改善
- ㉚汚染による人体・食・環境への影響の軽視 ㉛韓国の食品輸入規制への開き直り批判
- ㉜東電分社化による責任追及回避 ㉝損害賠償の時効問題未解決
- ⑳四辺野古移設強行 ㉞オスプレイ導入・飛行訓練 ㉟自衛隊の米軍との一体化
- ㊱武器輸出 ㊲尖閣諸島・竹島問題を利用する軍事的緊張の演出 ㊳2プラス2合意体制
- ㊴防衛庁を「省」へ昇格（第1次）㊵「積極的平和主義」
- ㊶憲法改正国民投票法（第1次）
- ㊷96条改正先行案 ㊸自民党新憲法草案発表→㊹天皇元首化 ㊺政府の戦争責任を記した前文の削除
- ㊻憲法を国民主権から国家主権へ ㊼国防軍保持 ㊽集团的自衛権合憲化
- ㊾教育基本法改悪（第1次）㊿教員免許の有期化（第1次）
- ㊿全国学力・学習状況調査（第1次） ㊽センター試験廃止・再編
- ㊽日の丸・君が代問題 ㊽自虐史観批判 ㊽教科書検定問題
- ㊽慰安婦問題 ㊽靖国神社参拝問題 ㊽主権回復の日制定
- ㊽ネット右翼・差別的排外主義への荷担 ㊽尖閣諸島・竹島問題を利する軍事的緊張の演出
- ㊽仮想敵国中国封じ込めのための「自由と繁栄の弧」「価値観戦略」外交
- ㊽国土強靱化基本法案 ㊽日本版 NSC 法案 ㊽共謀罪 ㊽特定秘密保護法
- ㊽国防軍による治安維持活動
- ㊽ネット選挙解禁 ㊽選挙権18歳引き下げ ㊽国民投票権18歳引き下げ ㊽一票の格差放置

2、「策動」をカテゴライズし、「セキュリティ」をキーワードに整理する

- 安倍政権の策動をプロットし、カテゴライズしてみる。円の中心にいるのは私・たちである。私・たちをとりまくようにして様々な「策動」はあり、それらは互いに結びついている。

・・・(図1参照)

安倍の策動の構図 図1



- カテゴライズしたブロックを名付けることで、より立体的に捉えられる。さて、何と名付けるか。

『フーコーは「安全性」という概念に言及してこのように言っている。

『国家の人民に対する関係というのは、本質的には、「安全保障協定」とでも呼べるような形式のもとで形成されます。かつて、国家はこう言うことができた——「私はあなた方に一つの領土を与えようと思う」、言い換えれば「私はあなた方に、あなたが自分たちの国境の内部でなら平和に生活できるようになることを保証します」と。それは領土に関する協定であり、国境の保証は国家の重要な機能でした。今日、国境の問題はそれほど前面には出て来ない。今日、国家が協定として人民に提示するのは、「あなた方は保護されるだろう」ということ、つまり、不確かなこと、予期せぬこと、損害や危険をもたらすようなこと、そういったすべてのことから保護されるだろうということです。』

(市野川容考「現代思想」97/3)

つまり、この議論を踏まえると、事の善し悪しは別にして、国家が人民の保護のために施す諸政策が「策動」なのであり、フーコーはそれを「安全保障」と呼べるとも言っている。国家

安全保障が「National Security」であるなら、他の領域も「〇〇セキュリティ」という言葉でそれぞれを括ることができるのではないか。

① 「セキュリティ」の両義性—— 本当はコワイ「セキュリティ装置」

- 『1789年の『人間と市民の諸権利の宣言』第2条には、「あらゆる政治的結合の目的は、人間のもつ絶対に取り消し不可能な自然的諸条件を保全することにある。これらの権利とは、自由、所有権、安全、および圧政への抵抗である」と書かれている。

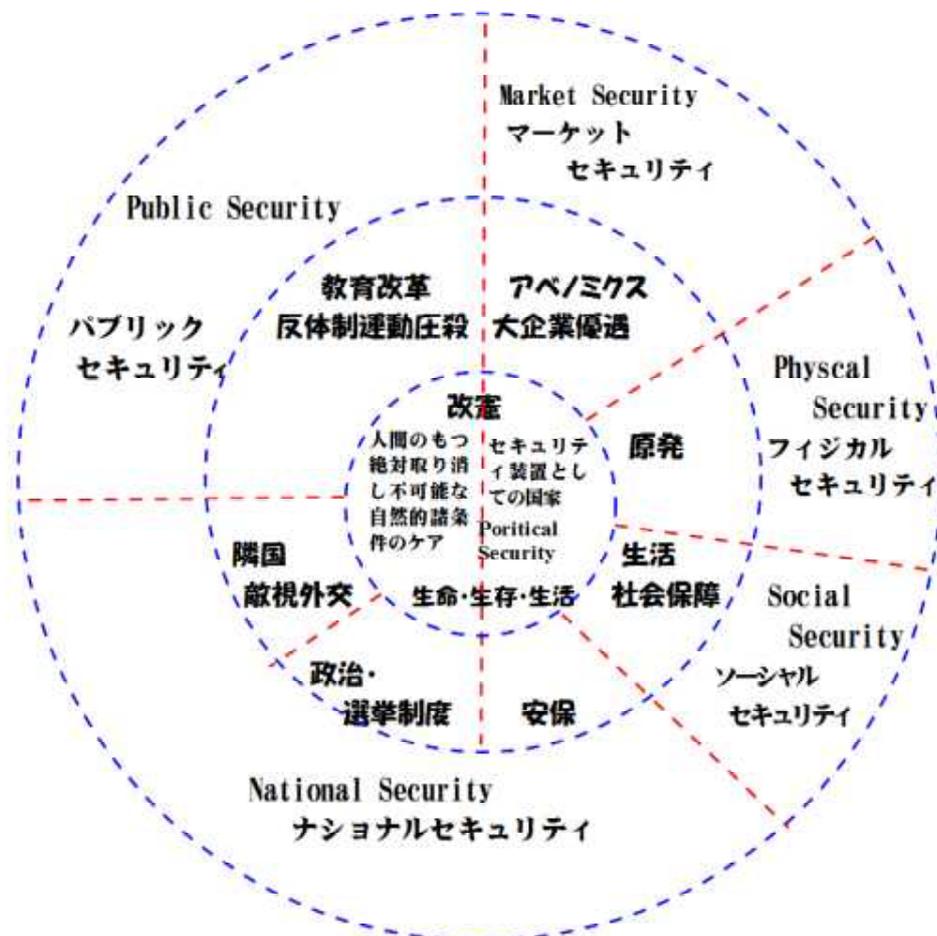
しかし、「人間のもつ絶対に取り消し不可能な自然的諸条件の保全」＝自身の安全の確保は、本来自らが行うものであって、市民たちが自己設立する国家が、市民たちに対して保証する、セキュリティとしての「保安＝安全保障」がそれにかわることはない。

「安全」を「セキュリティ」と置き換えたときに、国家は市民たちに対して個人的かつ集団的に「セキュリティ」を保証することになるわけだが、それは同時に市民たちが望む「安全」からの逸脱の始まりでもある。市民たちは国家から保証された「セキュリティ」を絶え間なく修正し、それに応じた闘争を続けることになるだろう。この「宣言」は、そうした諸権利の要求そのものを、「圧政への抵抗」の制度的形態に他ならない対抗勢力として構築する可能性へと道を開いてもいるのである。』（水嶋一憲「市民のミスエデュケーション」現代思想 99/5）

- 水嶋の論議を踏まえ、安倍政権の策動を「セキュリティ」をキーワードに整理する。

・・・(図2参照)

安倍の策動の構図 図2



- ・ 国家の市場へのネオリベ的介入を「Market Security」、安保・基地・領土問題等を「National Security」、福祉・社会保障等を「Social Security」、そして、教育や言論のカテゴリーを「Public Security」として括ることができるだろう。
- ・ 『「security」は語源から言えば、se（～がない）という接頭辞と、気遣いや心配を意味する cura の合成である securitas（気遣いのないこと）からなる。しかし、securitas（気遣いのいらぬ）状態をもたらすのは cura であるという逆説にすぐにぶつかる。つまり、語義的には「配慮」を無化するはずの「security 装置」が、同時に「あらゆる場所に目を配る配慮の装置」になると、理解できるだろう。「セキュリティ装置」は cura を無化するのではない。そうではなく、人々から cura を言わば収奪し、それを無限に肥大させ、その見返りとして人々に cura なき securitas をもたらす、そういう装置なのである。とすれば、国家に収奪された cura の奪回と、その可能な在り方の模索こそ私・たちにとっての最大の課題なのではないか。』（市野川）

② 「セキュリティ装置」としての国家のネオリベ／ウォーフエ的再編

『装置とは何よりもまず、縊りあわされた糸のかたまりであり、多重線的な総体である。』とG・ドゥルーズは言った。だとすれば、必要なのは、この装置を構成するいくつもの線を多重に描き出すことだろう。』（市野川）

- ・ この「セキュリティ装置」は基本的にグローバル資本の要請に資するように組み立てられ、「Market Security」に最も重心が置かれている。言わば最も太い線が引かれている。それに伴い「Social Security」の線は細くなり、縮減する一方である。
- ・ さらに安倍政権は、「National Security」においても大変危険な選択、危険な線を引いている。東アジアにおける外交努力をほとんど放棄し、アメリカにすぎるようにして日米同盟の強化に精を出しているが、帝国史観を改めず近隣国を敵視する安倍外交は、マッチポンプで東アジアにおける緊張を高めていると言ってよい。

また、原発をこの先どうするのかという問題は、本来、人間と自然の関係において考えられる安全性、あるいは危険性の問題である。この際「自然」とは、人間が従属すべき自然＝Nature というよりも、人間が科学技術によって文明内部に取り込んだ自然＝Physics のことであり、それをどうするかということには「Physical Security」として本来大きな「責任」を負わねばならないはずであるが、現状その議論は深まらず、むしろ、原発という商品のセールスという意味で「Market Security」と密接に関わり、かつ原子力の火を分け与えたアメリカの戦略上の意向あるいは核保有という意味で、「National Security」に関わっており、本来あるべき線が、別の領域から繋がれた線と、かなり複雑に絡まり合っている。

- ・ そして、それらを束ねる大本には「POLITICAL SECURITY」がある。Market — Social — National — Physical という各セキュリティは、よりあわせられ、「POLITICAL SECURITY」として束ねられる。「セキュリティ装置」は、問題を不可視化させる仕組みであると言ったが、さらに踏み込んで言うなら、「セキュリティ装置＝安全性の装置」それ自身が、むしろ危険を生み出す仕組みでもある。すなわち、安全性確保のためと称して「基本的人権」の制限・蹂躪が超法規的に行われるところが「POLITICAL SECURITY」なのである。安倍内閣になってからは、この「POLITICAL SECURITY」が突出し、「セキュリティ装置」の要となっている。

3、安倍政権が力を入れる「セキュリティ装置」の要とは

- ・ 「軍隊の警察化／警察の軍隊化」——これは、コインの裏表の関係にある。アメリカが対「テロ」戦争を言い始め、世界の警察としてふるまいだし、国連がそれに引きずられてグローバルな「モグラたたき」を始めてから10年以上経つ。同時に国内においては「シアトルの乱」や「イラク反戦」以降少しづつ高まり始めた反戦・反基地・反貧困・反グローバリズム、さらには反原発の意思表示を、国家がマスコミや警察権力を使って圧殺し続けているという状況である。今や、グローバル資本は、ネオリベ国家という「セキュリティ装置」をフル活用して、民衆を抵抗できないように、巧妙にそれぞれを国家という檻の内に閉じ込めているように見える。
- ・ 日本でも、「有事立法」からの流れは、昨年末の「秘密保護法」や「日本版NSC」に結実。今や「国家緊急権」も安倍政権の射程距離に入った。

日本は憲法第9条で戦争を放棄していることなどから有事法制の整備は棚上げされていたが、1997年の「日米防衛協力のための指針」（日米ガイドライン）を受けて1999年に「周辺事態法」が成立。また、2001年の米国同時多発テロ事件を契機に、同年「テロ対策特別措置法」が、2003年には「武力攻撃事態法」など有事関連3法が、2004年には、「国民保護法」など有事関連7法が相次いで制定された。

自民党憲法改正案は、現行憲法に規定のない「国家緊急権」の新設を提案している。

自民党憲法改正案 第9章 緊急事態

第98条（緊急事態の宣言）

- 1項 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。
- 2項 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

第99条（緊急事態の宣言の効果）

- 1項 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。
- 2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

これによると、総理が閣議にかけて緊急事態を宣言すると、内閣は法律と同じ効力をもつ政令を作れる。そして、この政令によって、総理は、国民の権利を規制することができるのである。

『自民党の石破茂幹事長は10日、仙台市で開かれた党宮城県連大会で講演し、大震災な

ど緊急事態が発生した場合、政府が国民の権利を一時的に制限する必要があるとし、憲法を改正すべきだとの考えを示した。石破氏は「(東日本) 大震災のときに痛感したが、国民の生命・財産や国家そのものが危急存亡の危機にひんしたとき、一時的に国民の権利を制限するのはどの国でも当たり前のことだ」と指摘。その上で、「国家非常事態という規定がないのは、憲法ができたとき独立国家ではなかったからだ。独立した以上、独立に必要な条項を持つ憲法をつくるべきだ」と述べた。』(2013/03/10-20:27) 時事ドットコム

- ・ 自民党憲法草案を念頭に置く石破幹事長の「テロ」発言の怖さ

『ドイツのワイマール憲法第 48 条第 2 項

第 114 条で「不可侵」と保障する基本権は、「公共の安全と秩序」を維持・回復するために、帝国大統領によって「一時的に無効とすることができる」と明記

1932・6 帝国首相のパーペンは、反共のため、自らナチの活動禁止令を解いてナチの突撃隊で労働者のデモを襲わせておきながら、「公共の安全と秩序」の維持と称して、憲法が定めた州の自治と議会制民主主義を骨抜きにし州を自分の統治下に置いた＝これを「プロイセン・クーデター」と呼ぶ。

この「プロイセン・クーデター」に習ってさらに大規模に行ったのがヒトラーである。

1933・2 第 1 党でありながら 33 %の議席のナチ党の党首ヒトラーの首相就任後、国会議事堂が炎上するという事件が発生→これをヒトラーは共産党勢力の仕業と断定し、「人民と国家の保護のための非常事態令」を出し、憲法が保障する基本権を無効とし、社民党・共産党員の弾圧を開始。上記した第 48 条の頻用によってすでに大きな穴を穿たれていたワイマール憲法に対し、基本権を含め、憲法から逸脱した立法を政府が行えるようにした「授権法」で、その機能を実質的に停止させた。』

(市野川容考「講座人権論の再定位 人権の再問 第 10 章 安全性の論理と人権」) より

ひるがえって、現行日本国憲法内にも「公共の福祉」を優先して基本的人権を制限する条項がある。そして自民党憲法草案では、「公共の福祉」は「公益及び公の秩序」と言い換えられ、さらに国家権力による恣意的な人権の制限が可能なものになっている。石破幹事長は、この「自民党憲法草案」に則り発言したに過ぎない。

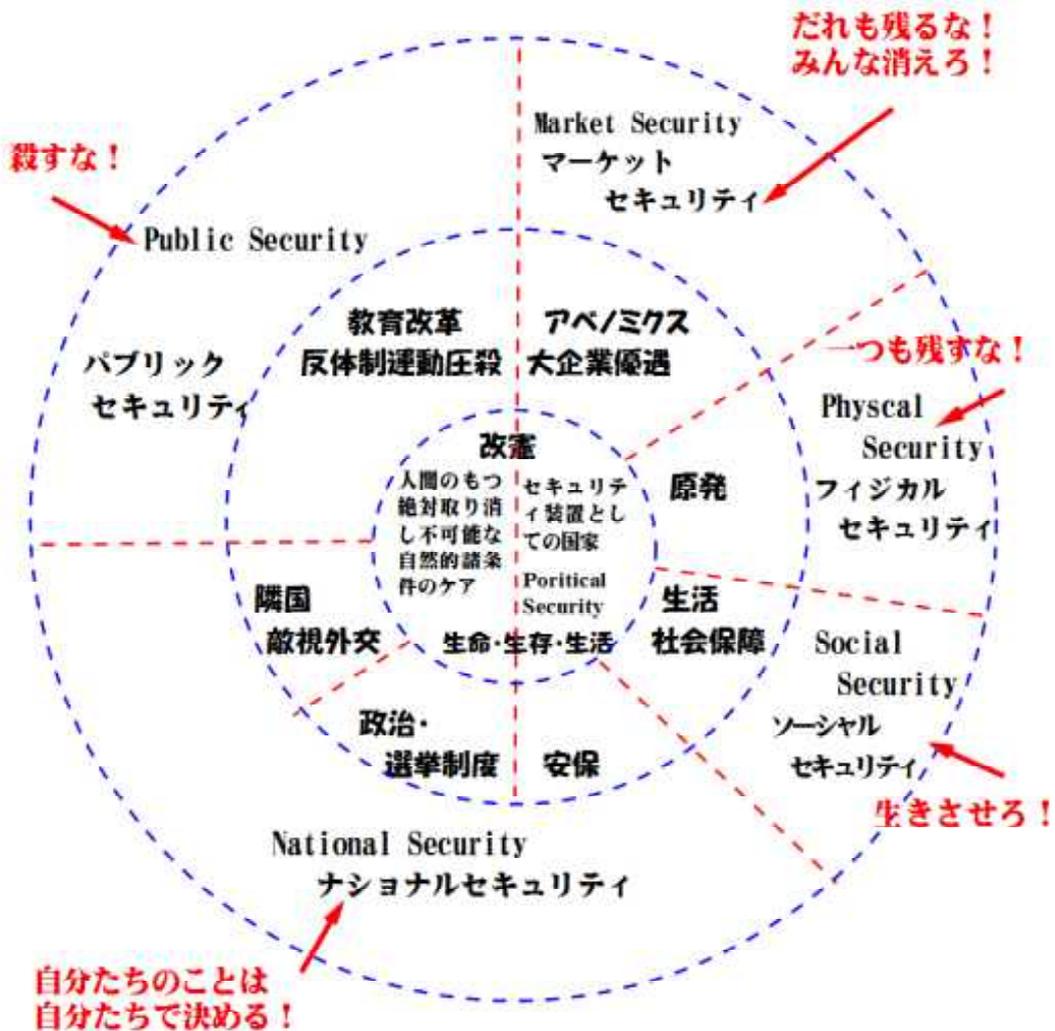
	現行日本国憲法	自民党憲法草案
第 11 条	憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利	憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利
第 12 条	自由及び権利は乱用してはならず、常に 公共の福祉 のためにこれを利用する責任を負う。	自由及び権利は乱用してはならず 自由及び権利には 責任及び義務 が伴うことを自覚し、常に 公益及び公の秩序 に反してはならない。
第 13 条	生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、 公共の福祉に反しない限り 、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。	生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、 公益及び公の秩序に反しない限り 、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

- ・ まさに「ナチスの手法になら」ったならば、一足飛びに「明文改憲」とはいかなくても、与党の議席数に頼んで「立法改憲」の積み重ねで実質的に改憲できる状況になった。その気になれば、人権を制限して他国に戦争を仕掛けることも可能な状況である。この状況が、安倍政権による国家のネオリベ／ウォーフエア的再編を加速させている。

4、しかし、それぞれの「セキュリティ」に対する「～するな」という「拒否」の闘いがある

- ・ 「YA BASTA (もうたくさんだ)」＝それは、逆ればネオリベ国家に抗するサパティスタに繋がる、生の尊厳に基づく「拒否」の闘いである。
- ・ 現時点では「拒否」の闘いはカテゴリー別に存在しているように見える——図 3 の中の 5 つの矢印を見て欲しい。・・・(図 3 参照)

安倍の策動の構図 図3



自分たちの労働や生活をグローバル資本に売り渡す気はさらさらしない。非正規雇用・ワーキングプアをグローバル資本の生き残りのために政策的に作った財界・政治家、若者たちを喰い物にするブラック企業は「みんな消えろ！一人も残るな！」／原発再稼働反対！全原発を即時廃炉に「一つも残すな！」／「国境の内側に存在する人民と国家は、安全保障協定を結ぶ」のではなかったのか・・・国家はその内部に存在する者を「協定を結ぶべき有資格者」と「結ぶ必要のない無資格者」に選別しだしたのではないか。生の保障の縮減は限界に来ている「生きさせる！」／沖縄の人々は、「自分たちのことは自分たちで決める」と言っている。しかし日本国家は沖縄の頭越しにアメリカに決めさせている。／「侵略戦争であったかどうかは、歴史家が決める」だと？冗談じゃない。諸外国に公式に謝罪せよ。戦争を仕掛けて二度と「人を殺すな！」そして、反対運動を圧殺するな。

5. 安倍の政治に対抗する政治をどのように作るか

- それぞれの「拒否」の闘いは、かなり重なり合っているはずだが、現状ではカテゴリー別に存在するように見える。この「拒否」の闘いの共同化＝「拒否」の前線化をどのように進めるのか。安倍のつくるネオリベ／ウォーフエア型「セキュリティ装置」はいらない！を結集軸にした、これら5つの〈前〉線の前線化を！